

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和7年8月25日

香川県知事 池田 豊人

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

令和7年度 公共事業労務費調査（10月調査）業務

（2）委託業務の要求仕様

仕様書による。

（3）委託期間

契約の日から令和8年2月13日

（4）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等

（1）日時及び場所

業務仕様書等について、令和7年8月25日（月）午前8時30分から令和7年9月1日（月）午後5時までの間、電子入札システムの入札情報ページからのダウンロードによる。

（2）担当部署

香川県土木部技術企画課（積算・市町支援グループ）

郵便番号760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

電話番号 087-832-3511

FAX番号 087-806-0220

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年9月5日（金）までに電子入札システムの説明要求機能により行うこと。なお、質問の登録完了後、担当部署まで電話等により報告すること。

回答は、香川県庁ホームページ（入札情報ページ）により随時公開する。

5 入札及び開札

（１）電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和７年９月１１日（木） 午後５時

（２）開札の日時

令和７年９月１２日（金） 午前１０時

（３）開札の場所

香川県土木部技術企画課

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

① 当該入札に参加する者は、下記（３）により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額（入札者の見積もった契約金額）の１００分の５以上の入札保証金を納付すること。（※消費税等含んだ金額であるので注意すること。）

② 開札期日の前日までに納付する者

ア 現金で納付する者は、入札執行機関に申し出ること。（納付書により県の指定金融機関で納付すること。）

イ 保証金に代わる担保として、規則第１５０条に掲げる有価証券等で納付する者は、保管有価証券納付書（規則第７１号様式）に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付すること。（※規則第１５０条第１項第１号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の１００分の８０に相当する金額であるので注意すること。）

③ 開札当日に納付する者

入札保証金等納付書（規則第６６号様式）に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付すること。

④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付した者は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示すること。

⑤ 入札保証金等の還付

ア 開札当日に納付した者は、開札終了後直ちに還付する。

イ 開札前日までに納付した者は、開札終了後に現金の還付請求書（様式自由）又は保管有価証券還付請求書（規則第７２号様式）を提出し、後日還付する。（還付日は、還付手続き終了後に連絡する。）

ウ 落札した者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付する。

⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行うこと。

⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、ホームページに登載している。

（２）契約保証金

① 落札した者は、下記（３）により減免をされた場合を除き、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。

- ② 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付することができる。
- ③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付する。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免を希望する者

入札保証金、契約保証金は、規則第152条に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年9月1日（月）午後5時までに入札（契約）保証金減免申請書を香川県土木部技術企画課に提出すること。

提出方法は、持参又は郵送によるものとする。郵送の場合は書留とし、封筒の表面に業務名及び「減免申請書在中」と記入して、「親展」と朱書きすること。

審査の結果は、令和7年9月5日（金）までに郵送により通知する。

① 入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた者。

なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する者で、国（独立行政法人を含む。）

又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行した者

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付すること。
- ・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でも可とする。

（※減免申請書の様式は、ホームページに登載している。）

② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた者。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 応募したものの中から入札参加者を選定するための事項

1) 業務実施上の条件

ア 配置予定技術者に求める要件

配置予定管理技術者については、以下のいずれかの資格を有する者もしくは、

同種業務^{注1}又は類似業務（Ⅰ）^{注2}、類似業務（Ⅱ）^{注3}、類似業務（Ⅲ）^{注4}のいづ

れかの実績を有する者とする。

- ① 建設業経理事務士検定試験の1級又は2級試験に合格した者
- ② 社会保険労務士の資格を有する者

- ③ 補償業務管理士の資格を有する者
- ④ 公認会計士又は会計士補の資格を有する者
- ⑤ 税理士の資格を有する者
- ⑥ 中小企業診断士の資格を有する者

※注 1	同種業務	公共事業労務費調査
注 2	類似業務（Ⅰ）	土木・建設に係わる統計調査で、対面式で 50 以上の規模の業務（1 業務当たり）
注 3	類似業務（Ⅱ）	公共事業に係る営業調査
注 4	類似業務（Ⅲ）	雇用管理、賃金制度、労働時間、退職金、年金等の労務管理に関する調査業務

イ 会社等の過去 5 年間の同種業務又は類似業務の実績

同種業務又は類似業務（Ⅰ）、類似業務（Ⅱ）および類似業務（Ⅲ）の実績を有さなければならない。

9 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、8 の要件を満たすことを証明する書類（様式－1～様式－4）を令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 5 時までに、電子入札システムの一般競争入札参加資格確認申請機能により申請・提出すること。なお、システムでの申請完了後、担当部署まで電話等により報告すること。当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時までに電子入札システムにより通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第 171 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。